

## 2 日本農業経営学会役員選出規程

第1条 この規程は、会則14条に基づき役員を選出方法等について定める。

第2条 理事の定数は33名とする。その内訳は地域割8名、会員数及び職域を考慮した比例割22名、事務局担当3名とする。ただし、会長指名の理事は定数外とする。監事の定数は2名とする。

第3条 理事会の委嘱する地域ごとの理事候補者推薦委員長は、推薦委員会を設置し、同委員会が定める方法を用いて、付表に示す定数相当の理事候補者を選出する。ただし、役員再任の可能性があるときは2期4年を限度として候補者を選出する。なお、理事立候補の意志を有する会員は、同委員会にその意志を届け出ることができる。

2. 同委員長は、理事会が定める期日までに理事候補者の選出結果を事務局に報告する。

3. 付表に示す比例配分定数がブロック別会員数から算出した値と著しく乖離したと会長が判断した場合には、比例配分定数の見直しを行う。

第4条 監事候補者は、常任理事会の推薦により、関東・東京地域内の会員から選出され、理事会の承認を得て決定する。

第5条 転勤等により理事・監事に欠員が生じ、会長が必要と判断した場合、理事会は新理事・監事を選出し、後日、総会で承認を受けることとする。ただしその任期は前任者の残余期間とする。

第6条 会長は理事の投票とし、過半数の得票により、これに達しないときは上位二者による決選投票により選出される。また、副会長は、単純連記制による投票とし、得票数の上位四者が選出される。

第7条 会長は副会長と協議の上、各地域選出の理事の中から1名ずつを選び、事務局を担当する理事とあわせて常任理事を委嘱し、理事会に報告する。

第8条 本規程の改廃は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

1. 本規程は平成07年10月07日から施行する。
2. 規程の一部を平成14年10月11日から改正する。
3. 規程の一部を平成18年10月21日から改正する。
4. 規程の一部を平成25年09月21日から改正する。
5. 規程の一部を平成27年09月11日から改正する。
6. 規程の一部を平成30年09月01日から改正する。
7. 規程の一部を令和03年09月18日から改正する。
8. 規程の一部を令和04年03月12日から改正する。

付表

|      | 北海道 | 東北 | 関東*1 | 東京 | 中部*2 | 近畿 | 中四国 | 九州 | 事務局 | 合計 |
|------|-----|----|------|----|------|----|-----|----|-----|----|
| 地域割  | 1   | 1  | 1    | 1  | 1    | 1  | 1   | 1  |     | 8  |
| 比例配分 | 2   | 2  | 6    | 4  | 2    | 2  | 2   | 2  |     | 22 |
| 事務局  |     |    |      |    |      |    |     |    | 3   | 3  |
| 計    | 3   | 3  | 7    | 5  | 3    | 3  | 3   | 3  | 3   | 33 |

\*1東京を除く。

\*2北陸、東山、東海。